

「第51回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和6年11月25日(月曜日)19:00～20:30

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東

出席者：(滋 賀 県) 中村琵琶湖環境部長、中村参与、小川最終処分場特別対策室長、湯木専門幹、川端副主幹、外村主査、大屋主査、福本主査、千代主任主事、コンサル2名

(栗 東 市) 上山副市長、高田部長、殿村課長、矢間課長補佐、川端係長

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会から計14名

(県議会議員) 1名

(市議会議員) 2名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 35名)

司会：皆さん、こんばんは。

一同：こんばんは。

司会：お忙しいところ、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から第51回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開会させていただきます。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の中村よりごあいさつを申し上げます。

部長：改めまして、皆さん、こんばんは。

一同：こんばんは。

部長：夜分お疲れのところ、そして急に寒くなってまいりました。お疲れのところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。滋賀県の中村でございます。

本日ですけれども、第51回の連絡協議会、そして、第5回の跡地利用協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいというふうに思っております。

今日の協議会ですけれども、対策ですとかモニタリングの結果に対する皆さま方のご心配、ご提言、さらには跡地利用に係る思いなど直接お伺いさせていただき、非常に重要な場でございますので、本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、51回の連絡協議会ですけれども、次第にもございますとおり、本日3点です

ね。1点目が、今年度の2回目のモニタリングの結果について。そして、2点目ですけれども、旧処分施設の維持管理の状況。そして、3点目ですけれども、前回に引き続きまして、アーカイブ、この総括編についてご意見を賜りたいというふうにご考えてございます。

さらに今回、この協議会の終了後に第5回の跡地利用協議会、これを開催させていただきたく存じます。跡地利用協議会ですけれども、まず栗東市さんのほうから、この周辺地域の開発の状況、これをご説明いただいて、県からは先に実施いたしました現地の見学会の報告、これをさせていただいて、さらには先行事例の紹介もさせていただきたいというふうにご考えてございます。そして、皆さんの現在お持ちの跡地利用についてのイメージ、ご希望をお伺いしたいというふうにご考えてございます。

以上が本日の内容でございます。皆さんのご意見を賜りながら、まずはこの場所の安全安心の回復、さらには地域貢献できる跡地の利用に向けて着実に取り組みを進めてまいりたいというふうにご考えてございますので、本日、皆さま方のご忌憚のないご意見等、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会：それでは、続きまして栗東市の上山副市長さまよりごあいさつをお願いいたします。

副市長：皆さん、こんばんは。栗東市の上山でございます。夜分お疲れのところご参集賜りましてありがとうございます。平素は栗東市政各般にわたりまして、ご理解、ご協力賜っておりますことに重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

滋賀県の中村部長さんのほうからもお話ございましたけれども、今日は連絡協議会ならびに跡地利用の問題につきましてもいうことでございます。非常にタイトなスケジュールになるかも分かりませんが、皆さんのご意見を賜りながら滋賀県さんと地元の皆さんと一緒にしっかり進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会：それでは、本日の司会進行でございますけれども、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の私、湯木が担当いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、3点お願ひとお断りをさせていただきます。

1点目ですが、ご意見やご質問などいただく際は挙手をしていただき、司会から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。

2点目でございますが、この会議は旧RD最終処分場問題に関わる周辺6自治会の皆さまと県および市の意見交換の場ですので、会議中、傍聴の方からのご発言はお受けしないこととしております。

3点目でございますが、この会議の終了後に引き続き跡地利用協議会を開催する関係で、会議は1時間半程度とさせていただきたく存じます。このため、議事の進行状況によりましては、議題の途中でも次の議題に移すこと等がございます。円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

以上3点につきまして、よろしくお願ひをいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず次第でございます。次に資料1、第50回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果。次に資料2、令和6年度第2回モニタリング調査結果について。資料2-2、H26-S2(2)の水質について。資料3、維持管理の状況について。資料4、アーカイブ総括編。資料4-2、アーカイブの作成に係る県職員ヒアリング方針（案）という資料でございます。おそろいでしょうか。会議の途中でも資料の落丁等ございましたら、事務局までお知らせをお願いします。また会議中は適宜前方のスクリーンで、お手元と同じ資料を表示しながら説明いたしますので、お手元の資料とスクリーンをご覧ください。よろしゅうございますか。

それでは、議事に入らせていただきます。座らせていただきます。

それでは、議事の1、前回の開催結果についてご説明をいたします。資料1をお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、順次説明申し上げます。まず1の前回、第49回になりますが、その開催結果の確認つきましては特に意見等ございませんでした。

2の令和6年度第1回モニタリング調査結果についてですが、①として、Ks2層、No. 3-1のひ素は上昇傾向にあると見られる、地下の環境変化を反映した推移なのか、一般的な変動の範囲内と見ているのかというご質問でございましたが、県から基本的に変動の範囲内と考えている、電気伝導度なども含め、どう動いていくか見ていると回答させていただいたというものでございます。

次に②でございます。Ks2層のH26-S2(2)のほう素の環境基準超過を地下水の滞留が原因と説明をしているが、北尾団地の自治会館の地下から流れてきているのではないかとの質問に、県から、従業員のヒアリング記録などから廃棄物が埋まっていることは確認できていない、ほう素や電気伝導度の経年変化、近くの浸透水のイオン組成と酷似していたこと、地下水の流れの状況から遮水以前に水が滞留しているものと考えていると回答をいたしました。

さらに関連して、北尾の自治会館の土地を所有する栗東市として、この問題をどうしようとしているのかのご質問に、栗東市から、皆さんの意見を伺いながらということになる、持ち帰らせていただくと回答をさせていただいています。これにつきましては、後ほど、栗東市さんのほうから回答をしていただきます。

次に③でございますが、電気伝導度は通常であれば地下水で10mS/m程度と聞いているが、処分場の周囲は全体的に高い、今後どのように推移していくと想定しているか、他の同様の事例はとのご質問に、県から、影響がだんだん薄くなる、何年後になるかは一概に言えない、クロロエチレンやジオキサンが最初に下がり、電気伝導度のプラスイオンは土壤に吸着しやすい性状から、電気伝導度は最後まで残ってしまうと考えていると回答をさせていただきました。

これつきましては、資料1の3枚目以降ですが、3枚目、5ページ以降で簡単に他府県の状況を後ほど説明させていただきます。

次に④でございますが、H26-S2(2)の滞留した地下水はどこに流れているのか、流れても大丈夫という判断かとのご質問に、県からは、この辺りで滞留が続く、新しく汚染が広がっている状況ではなく、経過観察していきたいと回答いたしました。

また関連して、Ks3層のH26-S2(2)の地下水が滞留しているのであれば、くみ上げて水処理してはどうかとの質問には、県から、遮水前の浸透水の影響と確認できているので、今後も注視していくこととしたいと回答いたしました。

さらに関連して、10年近くデータが変わっていない、期限を決めて、それが超えたなら対策を取らないといけないではないかというご質問には、県から、持ち帰って検討させていただくと回答いたしました。これについては、後ほど、議事の2、令和6年度第2回モニタリング調査結果の中で、資料2-2として説明をさせていただきます。

次に、3の維持管理の状況についてです。⑤でございますが、1,4-ジオキサンは微生物により変化していくのかというご質問に、県から、分解できる菌は存在するが、一般の環境中に多く存在するものではなく、RD周辺の環境調査で1,4-ジオキサンが下がっているのは、時間経過によるものと考えていると回答させていただきました。

次に、4、5、6のアーカイブの関係でございますが、資料1の別紙として2枚目の紙にまとめてございます。説明については省略をさせていただきます。後ほど、アーカイブの議事もございますので、参考にしていただければというふうに思います。

最後に、7のその他のところでは、⑥として検査項目にPFASを入れるべきでは、栗東市の水道もしっかり検査、公表すべきではとのご質問に、県からは、処分場関係において測定するようにとの通知は承知していない、栗東市からは、市の水道水については定期的に検査し、基準値以下と確認し、送水していると回答いたしました。

それでは、まず、栗東市さんから先ほどの②関連の回答のほうをよろしく願いをいたします。

課長（栗東市）：こんばんは。環境政策課の殿村でございます。北尾団地自治会館の土地に関する件について、回答させていただきます。

この件に関しまして、土地の実質の所有者である北尾団地自治会さんと改めて協議を行いましたところ、滋賀県の有害物質調査検討委員会でまとめられた回答からも、現状のままで問題なければ特に対応を求めない、また、ようやく落ち着いてきたと思っているところに新たな問題が発生したと勘違いされるようなことがあれば、風評被害が起こることが想定されるため、自治会全体の不利益につながる恐れがあるとのことをご意見をいただきました。市としましては自治会の意向を尊重し、当面の間は水質検査の数値を注視していきたいと考えています。

水質に関しましては、後ほど、滋賀県さんのほうから詳しく説明があると思いますが、今後において数値が上昇傾向にあるといった状況が発生すれば、当協議会で皆さまからのご意見をいただきながら滋賀県のほうとも相談し、新たな対応について検討してまいります。

以上でございます。

司会：そうしましたら、続いて、5ページからの他の事案の状況について説明をいたしま

す。

主査：それでは、資料1関係ということで、前回の協議会でご質問頂戴しました、他の事例の状況ですとか、そういったところ簡単にご紹介をさせていただきます。

まず1つ目が、安定型の最終処分場の浸透水のほう素濃度でございます。まず、こちらに関しましては、安定型の最終処分場の浸透水や周縁地下水の基準にほう素という項目の規定がございませんので、なかなか網羅的な、全国的な把握というものはできないのですけれども、若干古いのですけれど、1999年に広島県が廃棄物最終処分場の浸出水中のほう素濃度や電気伝導度を調査して整理されている事例がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず、この図を2つお示ししておりますが、この左のほうの図が処分場の種類とほう素濃度の関係というところでございます。真ん中の黒い四角と白い四角というものが安定型最終処分場で、黒いものが稼働中というところですよ。図を見ていただいたら分かりますとおり、この浸出水、浸透水、こちらのほう素も環境基準の1mg/Lを超えているところ、超えていないところ、それぞれがあるというところでございます。参考までに点線で、この今回のH26-S2(2)の検出レベルというものもお示しをしております。

主査：右のほうが電気伝導度とほう素濃度の関係というところでございまして、こちら、安定型の最終処分場だけを図にしたというところでございますが、電気伝導度が高いと、ほう素も高いというところが相関として一定あるのかなという、そういう整理がされておるというところでございます。

安定型の処分場でございますので、こういった浸透水、これがそのまま地下水として周辺にも流れていたりもしておるんだろうという、そういう状況でございます。

2つ目が全国の産廃特措法事案の周辺地下水の状況ということで、この滋賀県のRD事案と同様、特定支障除去等維持事業として国の補助を受けて維持管理をやっている事業の全体像です。滋賀県以外の11事案について、公表されているホームページからデータを拾って整理したというところでございます。

この真ん中のところに周辺地下水の環境基準等超過状況というふうに書いてございますが、環境基準を超過しているレベルのもの、それを上回る排水基準を超過しているレベルのものの項目を列挙させていただいております。

当初と現在というところで、調査井戸が増えたり減ったりしておる関係もございまして、完全に一致はしないところはあるのですけれども、現在におきましても環境基準超過や排水基準超過というものはあるという状況ですが、大体のところは経過観察としてモニタリングを実施をされて様子を見ていらっしゃるという、そういう状況となっております。

続きまして具体的な事例ということで、本県のRD事案と同様、安定型最終処分場における不適正処理であったり、地下水からひ素やほう素検出といった、そういう

共通点が比較的あると思われ、三重県の四日市市大矢知・平津事案というもののご紹介となります。こちら、その項目も類似しているのですが、あと、表流水の水質の変動確認というところで、電気伝導度を参考指標として調査、モニタリングをされておるといところでございます。

次のページ以降に具体的な数字が挙がってくるのですが、その表のマル、バツ、サンカクというものがございまして、それが何かといところでございます。この表で整理をさせてもらっておりますけれども、環境基準の超過や排水基準の超過、そういった状況と、水の利水の状況、利用しているか、していないかといところを総合的に判断して、マル、バツ、サンカクといところで評価をされておるといところでは、マルが生活環境保全上の支障がない状態、サンカクが水質基準には適合していないが、濃度や利水の有無から判断すると生活環境保全上の支障等の問題はないと考えられる状態で、バツが排水基準に適合しておらず、利水があるため生活環境保全上の支障等があると、対策が必要と、そういう状態といところでは、

具体的な数字のほうは次のページ以降になります。まず、これ地下水のところですが、ここも周辺を東西南北4エリアに切って分割されて整理されておるのですが、特に調査地点とかもしっかり数が多いといいますか、西エリアと南エリア、こちらのほうを参考に紹介をさせていただきます。ほう素が環境基準を超えるものもあれば、排水基準を超えるものもあるといところでございまして、そこと相関があるといところまでは評価はされていませんけれども、電気伝導度、こちらのほうも表の右にECと書いてございまして、ほう素が高いところは電気伝導度も高めといところから分かっていただけるかなといふうに思います。

最後のページが、水路の水や河川の水といところでございまして、ここが月1回、電気伝導度を参考指標として水質に大きな変動がないということも併せて確認を実施されておるといところでは、水質の項目の数字が、この上の表になりますけれども、ほう素も4.6という数字が最大であります。ほう素が高いところは電気伝導度も高いとい、そういった関係があるのかなと思われる、そういう数字が検出されておるといところでは、毎月の電気伝導度の数字が、その下に整理されておるといところで、200を超えるところから10台までといところで、これで状況に変化がないということはこの事案では確認されておると、そういった事例があるといところでの紹介となります。

資料1関係は以上となります。

司会：はい。それでは、少し説明がいろいろ多岐にわたりましたが、資料1の関係の質問等ございましたら、よろしくお願いをしたいと思います。そしたらニューハイツさん。

住民：最後に紹介された四日市市大矢知・平津事案のこのフローチャートですが、最後のとこに利水の有無があつて、利水がない場合は結局何の再評価も行わないといことになってますよね。

主査：はい。

住民：この考え方は要するにいくら汚れてでも使う予定のない水だったら、地下水は汚れてもほっときますという、そういうことですよ。どういうこと言いたいかという、この考え方をこのRD事案にも踏襲したいというふうに県がお考えなのかをお尋ねいたします。

主査：ここに関しては、あくまで全国的な事例、前回ご質問にありました電気伝導度とか、ほう素っていうものの全国的な事例のご紹介というところ。ほう素とかも全国的な事例の中でも分析されていない事案とか、もしかしたら分析されているかもしれないけれど、報道されていない事案とかもございますので、その電気伝導度含めて、きちんと。

住民：いや、私の申し上げてるのはそういう話ではないんです。このフローチャートの真ん中辺りに四角い塗りつぶしたところありますよね。

主査：はい。

住民：これ、評価のほうに行くのに利水の有無というのが最後の関門になっていて、利水がもしない場合は上に戻っていくわけですね、これ。

主査：はい。

住民：結局、新たな対応取らないというわけですね。つまり先ほど言いましたけども、地下水がいくら汚れていても、それを使う予定がなければ、利水してなければ、それはほっときましょうというフローチャートですよ、これは。

主査：はい。

住民：その考え方を当RD問題でも、県は取りたいというふうにお考えなのかどうか、お聞きしている。

主査：これはあくまでも次のページ、ここにマルとかサンカクとかが表中に出てきますので、これが何ですかというところを説明をただけの資料です。特にこれをこのRD事案で使うとか使わないとか、そういう話ではないです。この表だけ。

住民：ということは、今後、それは議論するテーマの一つと考えてよろしいですね。

主査：これはあくまでご紹介です。

住民：はい、分かりました。

司会：はい。その他。日吉が丘さん。

住民：前回、伝導度がちょっと高いんじゃないかなと思いましたということで、それを受けてしていただいた、こういう資料を集めていただいたんかなと思ったんですけども、何か、この事例でいくと、ECが全体的にぐっと高くて、そっちの調査結果の、次あると思うんですけど、伝導度がそんなに、ここまで高くないんですね、このRDの調査結果を見てますけども。これ、何か高いとこ持ってきたんかなとか。もっと、もうちょっと何かそれなりがないのかなと思ったんですけどね。何か、今、〇〇さんおっしゃったように、このサンカク、マルとかいって、マルのところは10.9で、サンカクは370とか704とか、何かえらい高くて、ここの調査結果一覧ってとこ見ると、140とか120とか96とか何かざざとあるんですけど、それに比べてずっと高いんで、何か高くてもいいんですよ、みたいな印象持ってたんですけどね。そやから他もみんな、このぐらいのもんなんかなというふうな、ちょっとこの前の疑問がこれでどうなんかなという、より増したというか、ここでこれでいいんかなとか、そういうふうに思ったんですけど、これを見た感想ですけど。それだけです。

主査：一点ちょっと申し上げておきますと、高いところを選んだとかいうわけではなくて、電気伝導度自体測っているかもしれないんですけども、公表されていない事案もあるんですね。これだけ電気伝導度に着目して管理されて、という事案はこれだけだったので、一応これを今回ご紹介させてもらったというところです。

司会：はい。よろしいですか。その他ございますか。はい。それでは、資料1の関係につきましては以上とさせていただきます。

それでは続きまして、議事の2、令和6年度第2回モニタリング調査結果について説明をいたします。

主査：はい。それでは、資料2-1というところで、今年度の第2回のモニタリング調査結果のご説明をさせていただきます。

まず調査地点につきましては、こちらにお示しをしております浸透水が1地点、Ks3層5地点、Ks2層11点、表流水が1地点というところがございます。

まず浸透水のほうからでございますけれども、基準超過はなしという状況でございました。

続きまして、Ks3層のほうになりますが、こちら、前回と同様にH26-S2(2)という所でほう素が基準超過という状況でした。数字としては1.5mg/Lと、基本的には横ばいの推移というところがございます。

電気伝導度含め、他の項目で大きな変動がございませんし、あと、次の資料でもございますが、イオンの主成分分析等の結果から、この鉛直遮水工により付近の地下水の行き場が失われて、過去の浸透水の影響が残っているんだらうということが

考えられますので、今後も注視はしてまいりたいというところで思っております。

続きましてKs2層の①ということで、上流側でございます。こちらも前回同様、H26-S2ではひ素が超過をしております。前回、ひ素が基準超過しておりましたH24-7では、今回、ひ素は基準超過はございませんでしたけれども、このグラフで見てもらったら分かりますとおり、これまでの変動の中の話というふうに思っておりますので、特段状況としては変化なしというふうに考えております。自然由来というところですね。

下流側のKs2層②という所では、No. 3-1のほうで、ひ素が基準超過ということも前回同様でございます。こちらでも電気伝導度とか、他の項目の変動がございませんので、対策工事等による影響とか新しい汚染というわけではなくて、過去に実施した詳細調査の結果から、自然由来の超過というふうに考えているというところですね。

表流水のほう、洪水調整池、こちらのほうは基準超過はなしという状況でございます。

結果の一覧のほう、また全て項目お示しをしておりますので、またご確認をお願いできればと思います。

敷地境界のガス調査も東西南北4地点で継続して実施をしておりますので、全て不検出という状況が継続しておいたというところですね。

資料2-1につきましては以上となりまして、続きまして駆け足にはなりますが、資料2-2のほう、こちらのほうの説明に移らせていただきます。

こちら、令和2年の連絡協議会の資料の現時点版ということもございますけれども、前回ご質問を多数頂戴しました、H26-S2(2)の水質につきましての現状のデータから言えることの説明という形になります。

まず今回、データを見ていく際の井戸は主に4つございます。位置関係は、このC-1から下流側のH24-2(2)という所です。一応このカラーで鉛直遮水とか側面遮水の施工時期もお示しをしておりますので、また参考になさってもらったらというふうに思います。このH26-S2(2)というのと、あと、このH24-S2(2)というのも今後出てくるんですけども、平成24年度に、このH26-S2(2)とほぼ同じ位置にH24-S2(2)というものがございまして、この鉛直遮水壁の施工に合わせて井戸をつくり直して、現状はH26-S2(2)という名前になっておるというところですので、基本的にH26-S2(2)もH24-S2(2)も同様の井戸というふうにご理解してもらったら結構です。

主査：各この井戸における調査対象は、このC-1とH22-オ-1(2)は場内の浸透水で、H26-S2(2)は鉛直遮水壁の外側になりますので周辺地下水というところですね。このH24-2(2)は下流側の周辺地下水というところになってございます。

こちら前回もデータ、こういうところからご質問頂戴したわけですけども、鉛直遮水工の施工時期は大体この上に四角で時期的な部分記載をしておりますが、このH24-S2(2)であったり、このH26-S2(2)の所が、ほう素とか1,4-ジオキサン、あと、電気伝導度もそうですけども、ずっと横ばいというところですね。下流のH24-2(2)では、このグラフのとおり、きれいに下がっていったりしておるところ、こ

ここで何らかの原因があるんじゃないかというところでご意見を頂戴したところですが、一応この黄色い丸と茶色い三角、こちらのほうでもこのC-1とH22-オ-1(2)の数字、データをグラフ上もお示しをしております。

そこで、何か原因が他にあるんじゃないかという話もございましたが、これ、前回も説明させてもらっておりますが、イオン組成でございます。このH24-S2(2)と、その近傍でございますH22-オ-1(2)、こちらのイオン組成が上の真ん中と左、そして、この上流側のC-1のイオン組成、これが鉛直遮水壁の設置前ということで、平成23年から24年のデータでございますが、こんな形のイオン組成になっているというところですが、鉛直遮水壁を設置しまして、平成28年からまたこの26-S2(2)でイオン組成も分析といいますか、測っておるんですけども、前回、令和2年度までのデータをお示しをさせていただいております。

このH24-S2(2)とH26-S2(2)はほぼ一緒で、近傍の浸透水のH22-オ-1(2)とも一緒ということで、イオン組成の状況が基本的には鉛直遮水壁の施工前後で変わっていないということを前回も申し上げておりましたけども、今回も令和3、4、5、6というデータを新規でお示しをしておりますが、イオン組成の状況には変わらないという状況でございます。遮水前の浸透水、このH22-オ-1(2)と同程度という状況が現在も継続しておるというところですが、

続きまして、地下水の流れでございます。こちらがKs3層地下水の水位等高線を平成24年度に調査を実施して描いた水位等高線になります。この等高線から言えることとしましては、H26-S2(2)付近の地下水は遮水前は主に旧処分場内を通過して、下流のほうに流れておったというふうと考えられる状況でございます。また、このH22-オ-1(2)とこのH26-S2(2)は近いということと、あと、この水位等高線もほぼ同じ水位になるというところで、処分場内外で地下水の移動も十分あり得ると、そういう状況だったというふうに考えております。それが、この遮水後というところの図のとおり、鉛直遮水壁を設置したことによりまして、この旧処分場内を通る流れというものが遮られてしまったというところでございます。これだけでいくと、この旧処分場の北側のほうをぐるっと回り込むということも考え得るところではあるんですけども、そこをちょっとまた次、考察をさせていただいております。

引き続きまして地質のほうですけれども、まず旧処分場とその周辺を上から見た図でございます。次のページで断面をお示しをするんですけども、この処分場の中に立って、図でいいますと左を向いて右手側に見える、この赤い実線でお示しをしているのがH24-B測線で、この敷地の真ん中に立ってもらって左を向いて真正面に見えるのが、このピンクのH24-I測線というところでございます。

という前提で次の図を見てもらったら分かると思うんですけども、H24-B測線、処分場のこの真ん中に立って右の北尾団地さんのほうを向いた図が、この上のほうですね。正面を見たのが、こちらのH24-I測線です。これを見てもらったら分かりますとおり、処分場ですね。この赤い鍵括弧といいますか、この曲がっている矢印、これが敷地境界でございますが、この旧処分場の敷地境界に行くまでといいますか、敷地の中で既にこのKs3層がない層があると。すなわち地質的には、この旧処分場内のこの北側は帯水層がない状態になっておる、Ks3層がないという状態になってお

るところです。

ですので、その状態でこの鉛直遮水壁を設置したものですから、このH26-S2付近の地下水、この元々あった地層、地盤とこの遮水壁、新しくつくった遮水壁によりまして流れが遮られてしまっていると。そういう状況だろうというふうに考えられるというところでは。

続きまして、地下水の水位変動でございます。こちら、H24-S2(2)の水位、大体標高ベースで134mぐらいで推移しておったかと思うんですけども、対策工事の一環ということで、No.1の揚水井戸というものを、この付近にあった揚水用の井戸でございますが、それを稼働させますと、ここの水位が下がっていったと。水位が下がった状態で対策工事を実施しまして、この鉛直遮水壁を設置した。その後、このH26-S2(2)の水位の回復状況とかを見ていっておるんですけども、遮水壁の設置前までにほぼ同じ位置にあった、このH24-S2(2)と同等か、それ以上まで、この平成30年ぐらいからですけども、同等の134mとか、それを超えるレベル、そのレベルまで水位が今上昇したということが確認できております。

また、水位の回復までに3年程度、2から3年ぐらいの時間も要しておるといこともございます。あと、ここに関しまして、この右側、一回水位がガクンと下がっておるんですけども、井戸洗浄も何年に1回かささせていただいておりまして、平成31年の2月と令和2年の12月から令和3年3月で、直近でいいますと令和6年の1月から2月にかけて井戸洗浄を実施をしておるんですが、この真ん中の令和2年の12月から令和3年3月の時、井戸洗浄の一環としまして、1カ月半ぐらいでちょっと揚水も実施をさせていただいております。この時は対策工事中ということもありまして、工事しておったJVさんが現場に常駐されている時間の揚水というふうな状況ではございましたけども、できるだけ揚水しようとしても1カ月半で約40m³ぐらいの揚水しかできなかったという状況でございまして、当時の記録見ますと、期間の後半にいくにつれて揚水量も減っていったというところでは。そこからまた3年ぐらいかけて、現状水位は回復はしておるといところでは。この40m³という数字ですけども、揚水浄化をするところとかでしたら、これぐらいが1日で揚水できたりする、それぐらいの量ですけども、それがここでは1カ月半ぐらいでやっと上がるぐらいという状況でございました。

こういうところから、まとめというところでございますが、下流のH24-2(2)の水質は現状改善している状態が継続をしておりまして、生活環境保全上の支障がないという状態が維持されておる状況でございます。

じゃあ、このH26-S2(2)についてですけども、まず水質、有害物質やイオンの主成分でございますけども、それは鉛直遮水壁設置前のH24-S2(2)や、そのすぐ場内側でございますH22-オ-1(2)とほぼ同様でございまして、対策前に漏出した浸透水による影響が残っているんだろうというふうな状況でございます。

先ほど説明を差し上げたように、このH26-S2(2)の水位が鉛直遮水壁の設置後に設置前の水位と同等以上のレベルまで上昇しておりまして、この鉛直遮水壁の設置によりまして地下水の流れが遮断と、堰き止めされていると、そういう可能性が考えられるというところでございます。

このH26-S2(2)のほう素や電気伝導度、1,4-ジオキサンとかもそうですが、そういうものが横ばいであることや、実際に井戸洗浄の際に実施した揚水ですとかっていう時の揚水量も少ないという状況で、水位の回復にも3年程度要しているということから、このH26-S2(2)付近の地下水の動きは少なくて滞留しているんだろうということが示唆されておると、そういう状況でございます。

以上から、このH26-S2(2)のほう素の環境基準の超過は新しい汚染とか、そういったものではないというふうに考えております。前回の協議会でも期限を切ってというご意見はございましたけれども、実際期限を切るということは非常に難しいというところではございますが、現在の状況が一定継続し、新たな汚染リスクが生じないということがきちんと判断できるまでは、このモニタリングを継続し、異常があった場合は原因究明や対策を検討してまいりたいというふうに思っております。この異常というところ、括弧で排水基準を超過するような状況というふうにかかせてもらっておりますけれども、これにつきまして最後のスライドになりますが、このH26-S2(2)だけに限らず、この周辺モニタリング全体の考え方でございます。

この旧RDの最終処分場に係る県の対策としまして、ご存じのとおり、有害物質の除去ですとか、遮水壁による浸透水の漏出防止といった場内対策というものを実施させてもらっておりますが、この場外、周辺の地下水汚染に対する積極的な対策は考えていないということにつきまして、有害物調査検討委員会でも県のほうから委員の先生方に意見を頂戴しておるところで、その頂戴しておる意見が、地下水を生活用水として利用していない状況であることを踏まえ、モニタリングを継続して、極端に上がる時は対策を考えるべしと。この極端というのが10倍程度とか排水基準並みというところで、この議論の過程でご助言を頂戴しておるところでございます。こういった考えの下、現在もモニタリングを実施しておるところでございます。

ですので、現状、対策が必要と判断される状況にはないんですけれども、この周辺モニタリングにつきましては、二次対策工事の実施に際する協定ですとか、その実施について取り決めをしておるということもございまして、対策工事の有効性の確認は、現在のこの周辺モニタリングの結果も踏まえて行うというふうにしておりますので、当面モニタリングは継続はしてまいりたいというところが、この全体のモニタリングの考え方でございます。

資料2-2につきましては、以上となります。

司会：はい。それでは、ご質問。はい、どうぞ。

住民：先ほどの質問の続きになってしまうんですけれども、先ほど利水をしていなければモニタリングの継続だというふうに四日市の事例にはなってるが、それをRD事案には適用しないというふうにおっしゃいましたよね。ところが、今のこの11ページを見ると、地下水を生活用水として利用していない状況であること踏まえとか、地下水の利用実態を踏まえという言葉が出てくるんですね。先ほど言ったことと矛盾するんじゃないかという気もするんですが、よく読むと、10倍程度または排水基準並

みに上がった時には対策を講じると書いてあるわけですね。ということは、RD事案においては利水をしているか、していないかに関わらず、データによって対策を取ることはあると考えているということでしょうか。

主査：はい、そうです。

司会：はい。その他ございますでしょうか。はい、赤坂さん。

住民：これは何もしたくないということですかね。その表れにしか僕には見えない。私は今たまってるところを先くみ上げて、前言ったのがね、くみ上げて、その結果、そこがなくなればそれでいいんじゃないの。一番素人が考えて分かりやすい方法を私は言ったつもりやったけど、こういう長々と説明されて、これで納得いくかな。僕ちょっと納得し難いですけど。だって、そこに有害、異常って要するに基準超えてたら異常でしょう。異常な状態にあるわけです。そのままで行こうというのですかね。何か納得できないですね。やっぱくみ上げてみて、なくなれば、私は納得しやすいですけどね。これじゃ、ちょっと納得しにくいですがね。

主査：前の協議会の時の繰り返しにもなりますけれども、現状、この対策前に漏出した浸透水の影響だということがデータ上考えられる状況にあるというのがまず一つございます。それが、地下水の流れとしても堰き止めされているんだろうというもの。

住民：よろしいか。

主査：はい。

住民：このくみ上げるというのは、ものすごく大変なことなんですか。簡単なことじゃないんですか。今現在、試料取って調べてるんだから、くみ上げるってことは今すぐでもできることじゃないですか。そんなのを長々とモニタリングして、その結果を見ていくって、有害物質があって基準も超えてて、私らから言ったら異常な状態であるのにもかかわらず、それをやらないというのは、やらない理由は何ですか。くみ上げない理由は。これは何か言ってるけど、僕ら納得させるような理由にはちょっとなりにくいですよ。くみ上げたら一番簡単じゃないですか。

主査：ここの最後に、周辺モニタリング全体の考え方もお示しをさせてもらってますけれども、あくまで生活環境の保全上の支障の除去というのが、県がやってるRD事業の目的ということもございます。それも踏まえて、この有害物調査検討委員会で、こういうふうな対応をすべしという形でお答えも頂戴して、それを踏まえてやってきておりますので、基準超えてるとするのは確かにその基準超えてますけれども、超えてるからといって必ずしも絶対基準以下にするとか、県がする以上は、その生活環境保全上の支障とか、そういったことにどうしても制約といたしますか、条件として

入ってくると。

住民：理解できないですね。今あるやつをくみ上げたらいいじゃないですか。何でそれができないのか。くみ上げて処理したらいいじゃないですか。よう分からんな。くみ上げてなくなったら、それで一番いいじゃないですか。みんな納得しやすいじゃないですか。あるがままで、そのままですって、そら納得できないですよ。そら、したくない理由としてまたあげているのか知らんけど。

主査：したくないとかではなくて、する必要がない、しなくても大丈夫ですよというのが今の状況と。

住民：いや、大丈夫と思ってないから言うてるわけです。私らは大丈夫やと思ってない。こんな基準超えてて、そのままがいいのって、全然下がってないじゃないのって言うてるわけです。だったら、今、そんなに大量の水じゃなかったら、滞留してるだけだったら、くみ上げたらいいじゃないですか。一番きれいになるんじゃないですか。一番私らが納得しやすいじゃないですか。こんな、こんな長々こんなされたって。

参与：すいません。〇〇さん、先ほど、こちらから説明したのは、水のくみ上げ量は確保できないってことで説明させていただきましたよね。

住民：確保できない。

参与：はい。

住民：量が少ないってことですか。

参与：そうなんです。水、くみ上げられないんですよ。一生懸命ポンプ上げても、あの今の井戸から、すぐ干上がってしまって水が揚がってこないんですよ、量が少ないから。

住民：そしたら、たまっただけ揚げたらいいじゃないですか。

参与：それやっていると、いつまでかかるか分からないじゃないですか。

住民：いや、けど、それはなくなっていく前提じゃないですか。

参与：そうおっしゃるけれども、じっと待って、たまるのを待ってくみ上げる、たまるのを待ってくみ上げるのが、いつまで続くんですか。

住民：それでいいんじゃないですか。1カ月に1回とか、それでもいいんじゃないですか。

参与：もう一つ、〇〇さんは処理するとおっしゃった。ほう素の処理装置はうちの施設に付いてないです、そもそもが。つまり水をくみ上げるっていうのと、それから処理っていうのと一から考え直さなければならない。

住民：ほう素の処理なかったか。

参与：ないです。要するに水に溶けないものを今、沈殿とか、ろ過で取りますけども、ほう素って水に溶けているじゃないですか。基本的に元から考え直さなければならない、それは。薄めるならいいですよ。他のものと交ぜて、基準値なっちゃうから、それ今下水に流してますけども、それだけ取ってきて、それを処理するっていう装置は付いてないです。だから、〇〇さんのおっしゃることは、基本的に井戸を掘り直して取れるか取れないかわからない水を揚げなければならない。処理施設をもう一度つくり直さなければならない。その2点をしなければならないんですが、それがちょっとこちらとしてはできない。

住民：いや、量は少ないんだったら、他の処理できるところへ持っていけばいいじゃないですか。

参与：処理できるところへ持ってくっていうのは、どこへ持っていくんでしょう。

住民：そら、処理のできる所でしょ。僕は知らない。そんなこと僕らに言われても、僕は分からない。

参与：だから、もっと申し上げますと、例えば温泉水をそのまま流したら基準値超えてしまうようなところがあるんです、日本の国中には。

住民：いや、そんなのは知ってますけど。

参与：知ってますか。

住民：はい。

参与：例えば海の水ですと、地下水の環境基準10倍の濃度が海の水の中に入ってるんです。よろしいですか。

住民：知ってます。

参与：つまり地下水は何でかというのと、地下水の飲用基本基準に考えて、あれは基準値を

質のこの赤い線からだいぶ下回っておることが確認できるかと思えます。
この維持管理関係のご報告は以上となります。

司会：はい。それでは、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。はい。よろしゅうございますか。

そうしましたら、続きまして議事4のほうに進みます。アーカイブの総括編について、説明をお願いいたします。

主任主事：それでは、アーカイブ総括編のご説明をさせていただきます。今回はまずアーカイブ総括編の原稿案につきまして、前回ご意見いただいた点について修正等した箇所のご説明をさせていただきます。

今回は全ての箇所の修正をしたというわけではございませんので、今回につきましては、修正をした箇所については、こうさせていただいたということでご説明をいたしまして、それ以外の箇所につきましては、また今後修正等してまいりましたら、この協議会の場でご説明をさせていただくというようなところで考えております。

それでは、総括編の修正した箇所順に説明をいたします。

まず、総括編の11ページをご覧ください。11ページの一番上の安定型最終処分場と書かれた表です。こちらは旧RD最終処分場の、処分場自体の施設の規模等を示す表というところがございますけれども、こちらについてご意見いただいた箇所としては、上から3番目の施設規模の行でございます。第1処分場、第2処分場の容量という文言ですが、あくまでここは許可を受けた容量が合計40万 m^3 であるということが分かるようにしたほうがよいのではないかなというようなご意見を頂戴しました。今回はそれを踏まえまして、ここの箇所につきましては許可容量というような文言に変更をいたしました。

では、続きまして、44ページをご覧ください。44ページでございますが、4項目の改善命令から旧RD社の破産までという項目でございます。こちらの(1)の4項目の改善命令という箇所の3行目でございますが、また平成10年度から始まるところの括弧部分、平成10年度の西暦表記として元々2008年度というふうに記述しておりましたが、実際は平成10年度は1998年度ではないかなというようなご指摘をいただきましたので、こちらは年度を修正したというような箇所でございます。

主任主事：1ページめくっていただきまして、45ページにも修正点がございます。45ページの四角囲み、工事の内容等という箇所でございます。こちらの(2)施工方法というところのアですが、仮設土工という項目でございます。こちら、仮設という字に誤字がありましたので修正をいたしました。

続きまして、87ページをご覧ください。87ページの(3)指導監督権限の行使の妥当性の上から6行目でございます。平成12年度に硫化水素ガス発生に伴い、という箇所がございますけれども、こちらにつきまして、硫化水素ガスが発生したということが明らかになったのは平成11年ではないかなというようなご指摘をいただきま

した。改めてこちらの文言と全体の文章の書きぶりというところを確認いたしますと、もう少し前から読み上げさせていただきま。県は現状把握の手段として、任意の行政指導としての報告をたびたびRD社に求めているが、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される同法第18条に基づく報告の聴取については、平成12年に硫化水素ガス発生に伴い、処分場の埋め立て廃棄物を確認するために実施されるまでその権限が行使されることはなかった、というような一文でございます。こちらの平成12年というところが何に係っているかと申しますと、この硫化水素ガス発生に伴いというところではなく、その後ろの処分場の埋め立て廃棄物を確認するために実施されるまでの実施されるという部分に係っていますので、こちらにつきましては、この報告聴取というのが平成12年に実施されたという意味であれば誤りはないのかなと考えております。

加えまして、こちら、どういったページかと申しますと、行政対応検証委員会の報告書を引用した箇所でございますので、そういったところを踏まえますと、ここについては基本的にこの記述を生かしていくというようなところで考えております。

それ以外の箇所として、特定のページではございませんけれども、日吉が丘団地さんの自治会名の表記が片仮名の「ヶ」を使った日吉ヶ丘ではなくて、平仮名の「が」を使った日吉が丘であるというようなご指摘も頂戴しましたので、そちらにつきましては、このアーカイブ総括編の全体を通して「が」になっているか確認をいたしました。

続きまして、少しページ戻っていただきまして、81ページをご覧ください。81ページが第5章、栗東市（町）の経過という章でございます。こちらにつきましては、前回の協議会では記述については作成中というところで報告をさせていただいたところですが、今回、栗東市さんのほうで記述された原稿をはめ込みましたので、それについてご説明をさせていただきます。

まず1が、市（町）の調査というような項目でございます。こちらの中で、栗東市あるいは町のほうで実施された調査というのを記述されております。

続きまして、83ページでございますが、こちらでは2番でRDエンジニアリング産業廃棄物最終処分場環境調査委員会という項目がございます。こちらについては、平成12年から実施されました環境調査委員会について記述をするというような箇所でございます。また、(1)のほうで委員会の概要について記述をされておりました。続きまして、(2)が環境調査委員会の活動というところ。こちらについては、まだ原稿作成中とのことで伺っておりますので、次回以降の連絡協議会の中で、作成ができた原稿がございましたら、またこちらについても追加でご報告させていただくというようなところでございます。

3の栗東市議会産業廃棄物最終処分場対策特別委員会と4の滋賀県知事への要望というところについても同じくでございます。

今回、アーカイブ総括編の中で原稿案修正した箇所としては以上でございます。

では、続きまして資料4-1をご覧くださいませでしょうか。失礼いたしました。4-2でございます。

では、4-2、アーカイブの作成に係る県職員ヒアリング方針につきまして説明をさせていただきます。

前回までの連絡協議会の中で、アーカイブ総括編の原稿案につきましては、まだまだ修正箇所がございますけれども、大枠の方針としてはあちらで、協議会の中でご了承がいただけたものと考えておりますので、今回はそれに基づきまして、県職員ヒアリングをどのように進めていくかというようなところについてお話をさせていただこうかなと思っております。

まず、こちらの1のヒアリングの目的というところでございます。こちらにつきましては、アーカイブ総括編における旧RD最終処分場問題に関する県の対応の検証については、行政対応検証委員会における検証結果を基本とするが、過去の職員に追加的な聞き取りを行うことで経緯の記述の正確性を高めるためという形にしております。

続きまして、2番、ヒアリングの対象者いうところでございますが、旧RD最終処分場問題に関わってきた元県職員のうち、4のヒアリング対象期間に掲げる時期に琵琶湖環境部長、琵琶湖環境部管理監、循環社会推進課長、最終処分場特別対策室長であった者を対象とするというところで考えております。

3番、ヒアリングの実施方法でございます。まず(1)は元職員対しヒアリングを希望する質問を募集し、書面により県に提出するというふうにしております。こちら、また後でご説明をさせていただきますけれども、この協議会の構成自治会の皆さまに、元県職員にヒアリングをしたいというような質問事項をご提出いただきます。

(2)ですが、ヒアリング実施前に対象となる元職員にアーカイブ原稿案および質問事項を送付する。

(3)として、事前に送付した質問に沿って元職員にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングは対象者ごとに個別に実施する。

(4)ヒアリングで徴収した内容を整理し、アーカイブ総括編の原稿案に反映すべき内容がある場合、原稿案に反映させる。併せてヒアリングで徴収した回答を連絡協議会で説明する。

次、4番です。ヒアリング対象期間でございますが、対象期間としては、おおむね平成10年から平成27年までの期間というようなところで考えております。

その下の表に、主にこの対象期間となる時期にどういったことがあったかというようなところを整理しております。もちろん、こちらはあくまで、この時期にはこういったことがあったというような代表例でございますが、ここに載ってない事項につきましても、この対象期間中の出来事については、ヒアリングの事項として募集するというようなところで考えております。

では、ページめくっていただきまして、5番、想定されるヒアリング事項でございます。ヒアリング事項として、どういったところが想定されるかというところでございますけれども、一番上から埋立容量の許可に係る経緯、対策工事の合意に係る経緯、県の旧RD社への認識等、こういったところが対象になろうかというふうに考えております。

では、6番、その他が留意事項でございます。

(1) ヒアリング対象者は、ヒアリング事項に応じ県が選定するものとし、対象者の希望は徴収しないというふうにしております。

(2) ヒアリング事項は当該ヒアリング対象者の在籍時期にかかわらず全て送付するというふうにしております。

(3) ヒアリングでは対象者の思い等の内心や心情ではなく、客観的な事実の経過について回答を求めるというふうにしております。

(4) ヒアリングの実施に当たっては、対象者の同意を得ることを原則とするというふうにしております。

(5) ヒアリングの回答については、回答のあった内容のみ公表し、回答者の氏名については公表しない。

(6) ヒアリングの回答内容について、連絡協議会で疑義の意見等や再度のヒアリング実施の要望があったとしても実施しないというふうにしております。

こちらについては、ヒアリングの回答内容について、この場でご説明をさせていただいたと、その回答内容について疑義があって、もう一度聞いてほしいというようなご意見が出るということも考えられますけれども、今回のヒアリングにつきましては、法令等に基づいて回答を求めるとか、そういったものでは当然ございませんし、あくまで協力ベースでお願いをするというようなものでございますので、そういったところも踏まえまして、基本的には一度きりで質問をするというようなところが現実的なのかなというところを考えております。

では、続きまして、3ページ目ですが、ヒアリング希望事項のシートを添付しております。こちらにつきましては、この連絡協議会が終わりましたら、またこちらのシートを使っていただいて、ヒアリング事項を県のほうに提出いただくというようなところを考えております。こちらにつきましては、各自治会で質問事項等まとめていただいた上で県に出していただくというようなところ考えております。

提出期限につきましては、いったんこれは県の方での案というところではございますけれども、12月20日というところでさせていただいております。提出方法としては、メールであるとか、郵送であるとか、ファクスでご提出いただくというようなところを考えております。データでご提出いただくというところも想定しておりますので、もしデータをご希望ということがあれば、お声がけいただければデータをメールで送る等させていただきます。また協議会の資料もホームページでアップさせていただきますので、それを使っていただくというところも結構かなと考えております。

ヒアリングの方針（案）につきましては、説明以上でございます。

司会：はい。それでは、本文の関係、それから、ヒアリングの関係でございますけれども、ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたら挙手をお願いいたします。はい、ニューハイツさん。

住民：栗東市さんにお尋ねします。2点あるんですけども、一つは、デモがありましたよ

ね。栗東市始まって以来のデモってのがあったんですよ。これ、将来、栗東市史を書くときにやっぱり重要な多分これは出来事だと思うので、ぜひそのデモのことは書き込んでもらいたいということが一点。

もう一つは、この問題が発生した当初、やっぱりRD社が町長の親族企業だったということで、住民たちが町長の責任追及をやったんですね。私、覚えてるんですが、町長に会いたって言ったんだけど、仕事が忙しいから会えないっていうふうに戻答が来て、私が情報公開で、その時の町長ですけど、町長の仕事を調べたら何も入ってなかったっていうことがあって、秘書課長が謝ってきたので、これは有印公文書虚偽記載だぞって言った覚えがあるんですけど、そういう町長とRD社の関係性ってのがどこにもこのアーカイブには載っていないので、これは栗東市さんのほうで記載していただきたいと思います。

以上、2点、よろしくをお願いします。

司会：お願いします。

栗東市（課長）：はい。ご指摘ありがとうございます。この件につきまして、また他のご意見もあろうかとは思いますが、必ず過去の分さかのぼってお調べした上で正確な記載を心掛けていきたいと思っておりますので、また次回の時にはある程度の内容、また提示させていただけるように努力いたしますので、それまでお時間頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

司会：ちょっと県から。

主任主事：後半のほうのご質問の点でございますけれども、またちょっと書き方は検討させていただきますけれども、前提として、このアーカイブにつきましては基本的には個人情報記述することでどういったことが起きるかってのも予測しづらいというところで、個人情報については基本的には記述しないというところは原則としたいかなど。

住民：ただ、町長の場合は公人でしょ。個人情報、一般人と違うよね。

主任主事：ただ、親族関係ってところまで公表するのかっていうのはちょっと考える必要があるのかなと考えております。

住民：でも、これは事実なんだし、重要な案件だと思うんだよね。できるだけ記載する方向で検討していただきたいと思います。

司会：最後、意見ってことですか。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。はい、北尾団地さん。

住民：すいません。6のその他のとこなんですけど、(6)の連絡協議会で疑義の意見等や再度のヒアリング実施の要望があった、実施しないってあるんですけども、やっぱりちょっと疑義があったとか、意見等、再度ヒアリングがって、実施しないって、やらないじゃなくて、やっぱりもう一回やってもら、そういう検討はできないでしょうか。

主任主事：そうですね、先ほどもお話しさせていただいたように、今回のヒアリングってのが何かの法令に基づいて報告、聴取を求めるとか、そういったものではないというのが前提としてありますし、ヒアリング対象者から今回はなるべく多くの情報引き出すというのが一番目指すべきところかなと思います。

そういったことを考えた時に、回答に住民の方が納得できない場合は追加でどんどんどんどん聞き取りをしていきますというところをヒアリングをする前にお伝えしてしまうと、やっぱりそこは回答する側が、いや、それだったら、そもそもこのヒアリング自体受けたくないというようなことを言って断られるということも想定されます。

もちろん県のほうでも、そのヒアリングをするにあたって、なるべく情報はたくさん引き出せるようにというところを念頭には置きますけれども、ただ、何度も何度も聞くというのが前提になってくるとなると、ちょっと難しいのかなというふうに考えております。

住民：まだ納得いかないですね。やっぱり大事なことです。もう一回ぐらいは聞くこと。それでも聞けへんかったらしょうがないと思うんですけど、実施しないと、一回聞いたら聞かないってのどうなんかなって、それは疑問です。

主任主事：そうですね、こちらも基本的には聞き取りをする際には、あちらもなるべく、先ほどと同じですけど、たくさん情報が出るようには努めてはまいります。

司会：はい。すいません。その他。手が挙がってました。はい、赤坂さん。

住民：またちょっとあの特別な。知事の意見というのは、大変私らにしたら大きい問題やったんですよ、私ら知事室も何回も行きましたし、話しました。その時、私は責任持つてするということに約束何度もいただいた。だけど、みんなことごとく、その時は何か約束破られたような感じやったんですけど、その知事の意見というのは聞かない。この中には入ってませんよね。私は、それは納得できないですね。やっぱり嘉田さんにしたって、それから、国松さんにしたって、あの人らの発言っていうのは責任のあるもんやから、それに対して意見を聞かないってのは、ちょっと違うんちゃうかなと思いますけど、やっぱり聞くべきやと思いますけど。

主任主事：今いただいたご意見、昨年の連絡協議会の中でも同様のご意見を頂戴したかと思えます。その時もお答えさせていただきましたが、まさにおっしゃったよ

うに知事の発言っていうのは、記者会見であるとか等でオフィシャルなものとしてオープンになっているというようなものもたくさんございますので、そういったところも考えますと、知事っていうのは基本的にはここには入れないのかなというところで考えております。

住民：そら分かん。住民説明会あった時に、はっきり言って私らは住民をだましたと思ってるわけですよ。栗東市民でもない人をわざわざ自分から指名して、自分寄りの発言をさせて、そして、しかもそれを新聞記者にこれを絶対載せてくれと、そういうこと言ったわけです。私は横で聞いてて、途中までその質問をされた人、質問じゃないわ、意見を言われた方、ほとんど知ってるわけですよ、どなたか。そういう、何ちゅうかな、茶番劇をやったわけ。やはりそういう人らも、その意見を私は聞きたいですね。

主任主事：今ご発言のあった会議ですか。説明会でしょうかね。

住民：はい。

主任主事：ちょっと過去の記録を確認したんですけれども、平成20年に栗東市立中央公民館で開催された説明会といいますか、住民との意見交換会というタイトルで開催された会議のことかなと思います。そちらのことでしょうか。

住民：私らは住民説明会って受け取ってたんですけど。

主任主事：なるほど。

住民：はい。

主任主事：当時の記録、こちらで確認をさせていただいたんですけれども、当日の出席者が、そもそも栗東市民の方限定でというものではなくて、広く募っていたというのがまず前提としてございます。発言内容につきましても、一番最後の方の発言ということでしょうかね。

住民：そうです。

主任主事：そちらの一番最後の方の発言というのも確認をしたんですけれども、当時の発言が、県内の全処分場を視野に入れた上で栗東のRD問題の最良の解決方法を求めるというような提案でございまして、特段県を例えば擁護するような発言とか、そういったような趣旨というようなところまでちょっとうかがえないのかなというのが正直な感想でございます。

住民：いや、かなり私は印象は違ったんですけどね、その時。

主任主事：ちょっと印象っていうところはございますけれど、ただ、基本的には今回のヒアリングにつきましても、昨年度も、この対象につきましては知事というのは難しいのかなというのでお答えはさせていただいていますし、そこから特に今回変わってはないのかなと考えております。

住民：私は納得いかないですね。

司会：ありがとうございます。はい、どうぞ。

住民：資料についてなんですが、県ほどの程度の資料持っているのか、新聞記事は全部ストックされてますか。

主任主事：そうですね、新聞記事につきましては、過去の新聞記事の切り抜きっていうのも年度ごとに整理はしております。全て拾えているかという、なかなか。

住民：特に初期に『滋賀報知』がかなり書いてくれているんだよ。それは全部持ってますか。

主任主事：そうです。新聞記事の中に『滋賀報知』の記事というのもございますので、それも目を通した上でというところでございます。

住民：参考資料になかったのね、新聞記事がね。私見落としたのかもしれないけれども、もし必要なら私も全部スクラップして持ってますから、声かけてください。

主任主事：ありがとうございます。今回、先ほどおっしゃったように、その参考資料の中で、『滋賀報知』さんも含めて新聞記事を直接引用したというような箇所が今のところはございませんけれども、そういったものも当然参考にしながら進めていくというところで考えております。

司会：はい。日吉が丘さん。

住民：聞き漏らしたかもしれん。このアーカイブは、いつ作成っていうことなんですかね。

主任主事：完成時期のことでございましょうか。

住民：そうです。そうです。

主任主事：今のところは来年度末に原稿案を完成させる。そこから印刷作業にかかるとい

うようなところで考えておりますので。

住民：来年度末言うたら、今年が24年と、25年の末やから、26年の3月。

主任主事：はい。そこから印刷にかかれるかどうかってのは、その後の予算等もございませうけれども、もし印刷等ができれば、それ以降にということにはなります。少なくとも原稿案が固まるのが3月というところで予定をしております。

住民：ちょっとその〇〇さんの話にあったんですけども、そういう間に合うように何かええ情報があったら、向こうへ知らせとくことができるかなと思ひまして。それと、私もこれちょっと前回も言うたんですけども、なかなか読めへんけども、一応目だけざっと通そうおもてね。2回目やから余計にすっと通ってしまつて、もう2回読んだやつはなかなか気付かないというのはようありますので、取りあえず文言的にとおもたんが32ページの3行目のところなんですけども、3行目の後ろ側の滋賀県知事に対する提出された要求書は提出されているって書いてるけどね。これ、何かおかしい。

住民：提出された、提出されたになつてる。

住民：口頭で何かなつたんかなとかおもたんですけどね。その他にも、この、前回の巻末資料とこで、できたらたくさん載せてほしい言うたんですけども、そういうところもちょっと載ってないようなところもあるしと思うんですけどね。ただ、こっちがおもてるだけで、資料だけかいうのもあるかもしれませうけども、25年ですかね、あつて、私も全然整理ができてないんですけども、どんどんファイルにとじ込んでたんで、そろそろ捨てないとうしようもないんで、今、一生懸命捨てる作業を始めたところなんで、それでまたパラパラと見直してみると、こんなあつたんやなとかつていうのが出てきて、例えばドラム缶なんかでも、ドラム缶、ドラム缶ってものすごく言うてて、やっと出てきて、これを見ると、さらつと書いてるなとかね。だから、そういうこと思い出すと、前はこんなことやってたなというのがちょっと思い出すところがあります。皆、変わられてるんで、その辺のことはちょっと分からないうち方もあるとは思ひますけども、そういう意味も含めて何かええ情報があったら、こんなことあつた、あんなことあつた言うて、県の方聞いていただいて、うまいように仕上げてもらつたらええかなと思ひます。

主任主事：この連絡協議会の場に限らず、もし何か、このアーカイブについてご意見がありということでしたら、随時いただければ、それも踏まえて、この原稿案を修正していきたいと思ひしております。

司会：はい。ありがとうございます。よろしゅうございますか、この件につきましては、はい、ありがとうございます。

そうしましたら、最後、議事4、その他でございますが、事務局からは特に報告等はありません。全体を通しまして、ちょっと時間もあれですけども、ちょっと押しておりますが、何かご質問、ご意見等、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、まず以上をもちまして、第51回の連絡協議会を閉会とさせていただきます。本協議会の次回の開催につきましては、2月上旬ごろを予定しております。開催時期が近づきましたら、また詳細については改めてお知らせしたいと思います。